

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和三年八月二十三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第五十六号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十一号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和三年十二月三十一日とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則の廃止）

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則（令和三年六月東京都北区規則第四十六号）は、廃止する。